（その１）

収　支　報　告　書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　じゅんせいかい

1　政治団体の名称　淳正会

2　主たる事務所の所在地　香川県高松市三名町569-3
（アパート・マンション名）

3　代表者の氏名　（姓）小川　（名）淳也

4　会計責任者の氏名　（姓）小川　（名）淳也

事務担当者の氏名　（姓）小川　（名）明子
（電話）087-814-5600
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
□政党	□政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体
□政党の支部	
□政治資金団体	☑その他の政治団体
	□その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□２以上の都道府県の区域	☑同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
□有
☑無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届（姓）（名）

国会議員関係政治団体の区分
☑政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　（姓）小川　（名）淳也
公職の種類（現職・候補者の別）衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）（姓）（名）
公職の種類（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名（３人目）（姓）（名）
公職の種類（現職・候補者の別）

受付
-8.1.19
香川県選挙管理委員会

資金管理団体の指定の期間
令和7年　1月　1日　から
令和7年　8月　1日　まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	41,003,732
（前年からの繰越額）	39,258,511
（本年の収入額）	1,745,221
支　出　総　額	161,760
翌　年　へ　の　繰　越　額	40,841,972

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数	0

（２）寄　附	
ア　寄附（イを除く。）の区分	
（ア）個人からの寄附	1,693,000
（うち特定寄附）	0
（イ）法人その他の団体からの寄附	0
（ウ）政治団体からの寄附	0
小計（（ア）＋（イ）＋（ウ）	1,693,000
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0
イ　政党匿名寄附	0
合計（ア＋イ）	1,693,000

（その６）

（６）その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
１件１０万円未満のもの	52,221	
合　　計	52,221	

（その７）

（７）寄　附　の　内　訳			寄　附　者　の　区　分	個人からの寄附	
寄　附　者　の　氏　名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年　月　日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
荒井　敦	5,000	R7.10.16	東京都世田谷区上野毛2-22-25-206	医療法人理事	
飯塚　敏裕	50,000	R7.12.18	東京都港区海岸3-7-8-203	会社役員	
井上　久美子	20,000	R7.12.12	香川県丸亀市飯山町下法軍寺546-8	自営業	
筌口　妙	5,000	R7.1.8	神奈川県横浜市港北区日吉本町2-32-19	家事	
太田　とよ	100,000	R7.11.27	三重県津市雲出伊倉津町840番地	会社役員	
大西　洋	100,000	R7.1.15	兵庫県神戸市東灘区御影2-26-12-203	大学教授	
大野　和邦	8,000	R7.4.2	香川県高松市檀紙町425-12	無職	
大野　泰子	8,000	R7.4.2	香川県高松市檀紙町425-12	無職	
岡谷　直明	20,000	R7.9.12	北海道函館市大縄町2-3　ヴィラ大縄404号	弁護士	
兼光　弘幸	20,000	R7.1.27	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士	
兼光　弘幸	20,000	R7.2.25	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士	
兼光　弘幸	20,000	R7.3.25	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士	
兼光　弘幸	20,000	R7.4.25	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士	
兼光　弘幸	20,000	R7.5.26	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士	
兼光　弘幸	20,000	R7.6.25	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士	
この頁の小計	436,000				
その他の寄附	0				
合　　計					

（その７）

（７）寄　附　の　内　訳			寄　附　者　の　区　分	個人からの寄附	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年　月　日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
兼光　弘幸	20,000	R7.7.25	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士	
兼光　弘幸	20,000	R7.8.25	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士	
兼光　弘幸	20,000	R7.9.25	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士	
兼光　弘幸	20,000	R7.10.27	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士	
兼光　弘幸	20,000	R7.11.25	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士	
兼光　弘幸	20,000	R7.12.25	香川県高松市鶴市町2021-2	弁護士	
川合　順子	30,000	R7.12.27	東京都文京区本駒込2-10-15	弁護士	
久米　道也	10,000	R7.2.27	徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷6-142	会社員	
齊藤　昭輔	20,000	R7.1.9	北海道札幌市中央区南十二条西14丁目2-5-801	無職	
斎藤　俊一	10,000	R7.7.20	神奈川県相模原市中央区田名3832-10	無職	
笹川　祐子	100,000	R7.5.15	東京都渋谷区恵比寿４丁目20-2-1007	会社役員	
佐藤　英之	10,000	R7.12.24	石川県金沢市泉が丘1-2-7　ベルドゥムール泉野図書館前サーパス601	個人事業主	
末松　泰子	50,000	R7.6.2	福岡県行橋市前田2033	無職	
副島　伸太	10,000	R7.4.22	東京都文京区大塚4-31-2	会社経営	
田岡　倫子	16,000	R7.5.7	香川県三豊市高瀬町新名1570-2	弁護士	
この頁の小計	376,000				
その他の寄附	0				
合　　計					

（その７）

（７）寄　附　の　内　訳			寄　附　者　の　区　分	個人からの寄附	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年　月　日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
田中　正彦	100,000	R7.11.13	東京都港区港南4-6-4　ワールドシティタワーズA4-3803	会社社長	
田村　恵	50,000	R7.8.7	東京都板橋区本町9-15　コーポベル202	会社員	
津久井　精一	50,000	R7.12.16	北海道中川郡豊頃町礼作別308	自営業	
東本　淳	10,000	R7.12.25	神奈川県横浜市港北区篠原町3113-13　カトウパレス206号	会社員	
中杉　憲之	5,000	R7.7.16	兵庫県西宮市上之町35-21	会社員	
中野　普藏	2,000	R7.2.22	兵庫県姫路市城見台3-1111-81	会社員	
新関　徳次郎	100,000	R7.3.24	山形県山形市古館31	会社役員	
長谷川　秀生	30,000	R7.11.17	愛知県春日井市町屋町1-28	無職	
春山　九州男	100,000	R7.9.25	福岡県福岡市中央区大名2丁目10番23号　春山法律事務所	弁護士	
松崎　光成	23,000	R7.11.6	香川県高松市宮脇町1-16-20　プレステージ宮脇201号	無職	
岩田　健志	10,000	R7.7.26	東京都大田区南馬込め４－３６－７	会社員	
山野　美江	20,000	R7.7.8	兵庫県三田市つつじが丘北1-7-15	宮司	

この頁の小計	500,000
その他の寄附	381,000
合　　計	1,693,000

（その１３）

3　支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	金　　額 （単位：円）	備考
1　経常経費 （１）人　　件　　費	0	
（２）光　　熱　　水　　費	0	
（３）備　品　・　消耗品費	0	
（４）事　　務　　所　　費	27,500	
小　　計	27,500	
2　政治活動費 （１）組　織　活　動　費	134,260	
（２）選　挙　関　係　費	0	
（３）機関紙誌の発行その他の事業	0	
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣　伝　事　業　費	0	
ウ　政治資金パーティ開催事業費	0	
エ　その他の事業費	0	
（４）調　査　研　究　費	0	
（５）寄　附・交　付　金	0	
（６）そ　の　他　の　経　費	0	
小　　計	134,260	
合　　計	161,760	

(その14)

（２）　経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（事務管理費）	
支出の目的	金　　額 （単位：円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　　考
事務所車タイヤ交換	27,500	R.7.9.16	（株）吉田石油店　高松西SS	高松市円座町字道下407-2	
この頁の小計	27,500				
その他の支出	0				
合　　計	27,500				

（その15）

（2）　政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費(交際費)	
支出の目的	金額（単位：）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会合参加費	37,000	R7.5.26	Bistro Omnibus	東京都港区麻布台3-1-4　第二妹尾ビル1F	
会合参加費	21,760	R7.6.16	麻布箪笥町　天涼庵	東京都港区六本木3-1-25　六本木グランドプラザ2F	
会合参加費	30,900	R7.8.21	赤坂ゆうが	東京都港区赤坂2-14-8　山口建設第一ビル1F	
会合参加費	21,000	R7.11.20	お肉にはじまり、お肉に終わる。	東京都港区赤坂3-21-10　赤坂青明会館４階	
会合参加費	23,600	R7.10.30	Braceria Buffa	東京都港区六本木6-2-6　GEMS六本木3F	

この頁の小計	134,260
その他の支出	0
合計	134,260

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	☑	
イ 建物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

12月31日において有する資産等(土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金(普通預金及び当座預金を除く。(その18)において同じ。)又は貯金(普通貯金を除く。(その18)において同じ。)、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。(その18)において同じ。)については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✔」を記入すること。

（その20）

宣　誓　書

添　付　書　類　　（別添のとおり）

(1) 領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

(3) 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 1 月 19 日

政治団体の名称　淳正会

会計責任者の氏名　小川 淳也

代表者の氏名
（解散の場合のみ）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（例えば記名押印）を講ずる場合は、この限りではありません。
2　解散の場合のみ、代表者も記名押印又は署名をすること。
3　この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあっては監査意見書及び領収書等の写しを、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあっては政治資金監査報告書、確認書及び領収書等の写しを、その他の政治団体にあっては領収書等の写しを提出すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込み明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

政治資金監査報告書

令和８年１月１７日

淳　正　会
代表　小川　淳也　　殿

登録政治資金監査人　木村幸代　印
登　録　番　号　　第　　３３４　　号
研修修了年月日　　平成21年1月29日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、淳正会の令和７年１月１日から令和７年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、淳正会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳

簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等の支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

３　業務制限

淳正会と私の間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、淳正会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以　上